

町・道民税（住民税）の納税通知書が送付されます

●町道民税（住民税）とは

町道民税（町民税と道民税を合わせて住民税と呼びます）には、前年1年間の所得に応じて課税される「所得割」と、所得の多少にかかわらず広く均等に課税される「均等割」とがあります。

問 退職し現在収入は有りませんが、納税通知書が届きました。どうして税金がかかるのですか？

答 住民税は前年中の所得に応じて翌年課税されます。今年の収入がない場合、来年の住民税が非課税となる見込みです。

■納税の方法

このたび送付した納税通知書により、町指定の金融機関等や町役場出納室窓口で直接納めていただきます（口座振替もご利用いただけます）。納期は、6月末、8月末、10月末、12月25日の計4回です。

ただし、前年中の公的年金所得に係る町道民税については、次のとおりです。

◆平成23年4月1日現在で65歳以上の年金受給者の前年中の公的年金所得に係る町道民税

①年金の支払いをする年金保険者（厚生労働省など）が町道民税の公的年金特別徴収（公的年金から引き落とし）を行います。

②ただし、平成22年4月2日以降に65歳になった方は今年10月から公的年金特別徴収が始まります。この場合の納め方は次のとおりです。

普通徴収		特別徴収		
6月	8月	10月	12月	2月
年税額の半分を2回に分けて納付書で納付		年税額の残り半分を3回に分けて年金から引き落とし		
初年度の年税額の4分の1ずつ		初年度の年税額の6分の1ずつ		

※対象年金

老齢基礎年金や退職年金などが対象です。障害年金や遺族年金などの非課税年金からは、町道民税の引き落としはされません。

※引き落とされる町道民税額

年金所得分の所得割額と均等割額です。

給与所得や事業所得などに係る町道民税額は、これまでどおり給与からの天引き（給与特徴）か、納付書又は口座振替で納める普通徴収となります。

特別徴収（仮徴収）			特別徴収（本徴収）		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
2月に引き落とされた額と同じ税額を毎回年金から引き落とし			年税額から前半の仮徴収した額を差し引いた残額を3回に分けて年金から引き落とし		
当該年税額ではなく2月の引き落とし額が基準			年税額から前半の仮徴収した額を差し引いた残額の3分の1ずつ		

問 私は、昨年5月で65歳になりました。公的年金と不動産収入があります。このたび送られてきた納税通知書を見ると、1、2期分に比べ3、4期分が安くなっているのはなぜですか。

答 平成22年4月2日以降に65歳になった方は今年度より新たに公的年金特別徴収が開始されます。この場合、年金分について1、2期はこれまでどおり納付書又は口座振替（普通徴収）で収めていただき、3期目以降は特別徴収に切り替わりますので、10、12、2月で年税額の6分の1ずつ引き落としとなります。

従って、1、2期は不動産所得と公的年金所得分、3、4期は不動産所得分のみ普通徴収分として表示されていますので差額が生じています。なお、特別徴収に切り替わった公的年金分の10、12、2月引き落とし（特別徴収）額は、納税通知書に添付の「◎今回決定した町・道民税の内訳 ◎年金特別徴収：年金から引き落とされる額」欄の「年金徴収税額本徴収」欄に記載のとおりです。

◆平成23年4月1日現在で65歳未満の年金受給者の前年中の公的年金所得に係る町道民税

これまでどおり普通徴収（納付書又は口座振替）で収めていただきます。

ただし、給与所得（特別徴収）者については、公的年金の所得に係る税額も給与からの特別徴収（給与天引き）ができます。

公的年金から引き落としされない人

- ①介護保険料が年金から引き落としされていない人
- ②町道民税の引き落とし額が年金の金額を超える人
- ③年金の年間給付額が18万円未満の人
- ④今年1月1日以降に町外へ転出した人

お問い合わせ

町税務課住民税係

☎56-8003